

各建築士関係団体等の長 殿

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）

車椅子使用者用客席の整備における
サイトラインの確保等に係る設計時の配慮について（依頼）

平素より建築行政に関して、多大なご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

本年6月1日より、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する基準を改正し、劇場、観覧場、映画館若しくは演芸場又は集会場若しくは公会堂（以下「劇場等」という。）について、一定規模以上の建築時における「車椅子使用者用客席」の設置を義務化したところです。

また車椅子使用者用客席については、単に数を確保するだけでなく、その質の向上を図るため、バリアフリー設計のガイドラインである「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（以下「建築設計標準」という。）」の改正において、主に下記の内容を「標準的な整備内容」として位置づけ、本年5月30日に公表したところです。

つきましては、貴職におかれては、車椅子使用者用客席の質の向上を図るため、貴団体会員に対し、下記について周知いただきますようお願いいたします。

なお、各都道府県建築行政主務部長、教育委員会施設主管課長、社会教育施設主管課長、スポーツ施設主管課長及び文化行政主管課長、並びに所管行政庁その他市町村の長に対しては、客席等を有する公共施設の整備に際して、下記「質の向上を図る観点」と「標準的な整備内容」を踏まえた設計とするよう周知しているほか、各スポーツ団体に対しては、スポーツ庁参事官（民間スポーツ担当）付より、別添のとおり車椅子使用者用客席の整備に係る業界基準等の策定についての協力依頼が行われていることを申し添えます。

記

建築設計標準では、車椅子使用者用客席に関する以下3つの「質の向上を図る観点」（以下「3つの観点」という。）について、標準的な整備内容を定めたところです。

質の向上を図る観点	標準的な整備内容
車椅子使用者用客席の サイトライン	・ 前列の観客の頭上から舞台等へのサイトラインを確保できる構造とすること ・ イベント中に観客が立つことが想定される施設の客席では、前列の観客が立っている状況で舞台等へのサイトラインが確保できるよう計画・検討すること ・ サイトラインの確保については、建築設計標準に例示するチェック・検証方法によって検証することが考えられること
車椅子使用者用客席の 分散配置	・ 一般客席の利用者と同様に車椅子使用者が多様な価格帯を選択できるよう、チケットの価格帯や客席の種別ごとに、又は水平・垂直に分散して設けること
車椅子使用者用客席の 同伴者席	・ 同伴者用の客席（スペース）を車椅子使用者用客席の後ろではなく横に隣接して設けること ・ 可動椅子の設置が可能な場合には、同伴者席は固定席でなくスペースと可動椅子に依るものとする

劇場等の整備に当たり、建築設計標準の記述を参考に、上記3つの観点に十分配慮した設計となるよう、設計者におかれては建築主への提案等を通じて、車椅子使用者用客席の質の向上に努めていただきますようお願いいたします。

なお、劇場等に該当しない施設であっても、客席に相当する設備を整備する場合には、本通知の趣旨を踏まえ、同様の配慮を行っていただきますようお願いいたします。

<参考資料>

別添1：バリアフリー法の概要・劇場等の客席に係る義務基準の創設 説明資料

別添2：

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 令和7年度改正版

本編第2章「単位空間ごとの設計」 13. 劇場、競技場等の客席 抜粋

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000049.html#guideline

別添3：

車椅子使用者用客席の整備に係る業界基準等の策定について（依頼）

令和7年8月7日付事務連絡 スポーツ庁参事官（民間スポーツ担当）付

バリアフリー法の概要・ 劇場等の客席に係る義務基準の創設

バリアフリー法(建築物分野)の概要

特定建築物【令第4条】

多数の者が利用する建築物

(例)「学校」「卸売市場」「事務所」
「共同住宅」「工場」など

特別特定建築物【令第5条】

不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物他

(例)「公立小中学校」「百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗」「不特定かつ多数の者が利用する官公署」「飲食店」「サービス業を営む店舗」など

※条例により、特別特定建築物に特定建築物の追加が可能

※1:増改築部分のみが義務化の対象

新築、増築、改築、用途変更、修繕又は模様替えについて、建築物移動等円滑化基準への適合**努力義務**

- ① **2,000㎡以上**(公衆便所については50㎡以上)の新築、増築、改築※1又は用途変更について、建築物移動等円滑化基準への**適合義務**
- ② **2,000㎡未満、及び既存建築物**に対して建築物移動等円滑化基準への**適合努力義務**

※条例により、面積要件の引下げが可能

建築物移動等円滑化基準【令第10条～第25条】【最低限のレベル】

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために**必要な**建築物特定施設※2の構造及び配置に関する基準
(例)・車椅子使用者と人がすれ違える廊下幅を1以上確保 ・車椅子使用者用のトイレが原則、各階にある など

※2:出入口、廊下、階段、エレベーター、トイレ、ホテルの客室、劇場等の客席、敷地内通路、駐車場等を指す。

※条例により、必要な事項の付加可。また、500㎡未満の建築物に対する建築物移動等円滑化基準の一部を規模等に応じて設定可

建築物移動等円滑化誘導基準【省令】【望ましいレベル】

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために**誘導すべき**建築物特定施設※3の構造及び配置に関する基準。

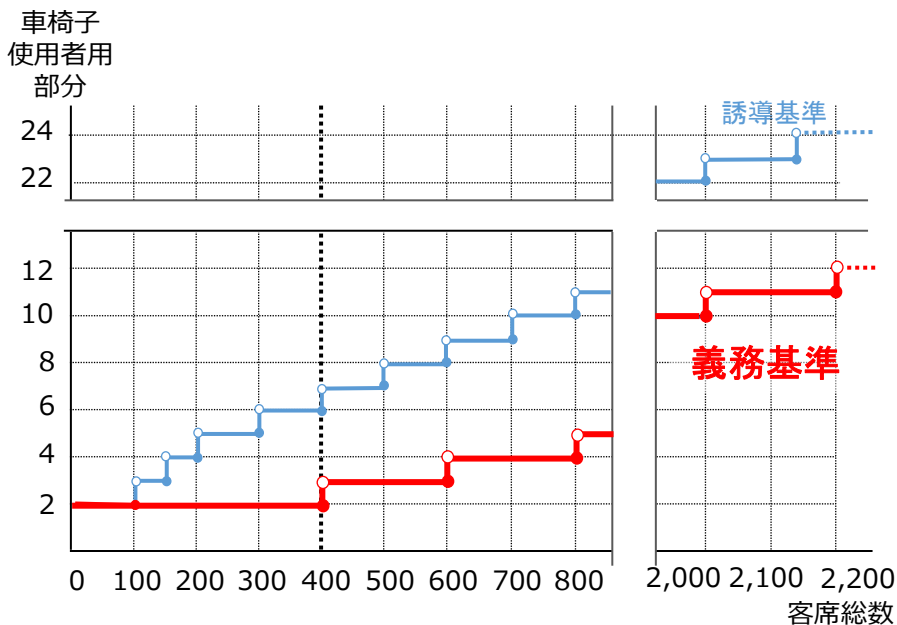
(※3:義務づけの対象ではない)

(例)・車椅子使用者同士がすれ違える廊下幅の確保 ・車椅子使用者用のトイレが便所ごとにある など

計画の認定【法第17条】(建築物移動等円滑化誘導基準を満たし、所管行政庁の認定を受けると、「シンボルマークの表示制度」、「容積率の特例」などの支援措置を受けることができる。)

【義務基準】車椅子使用者用部分の設置基準について(政令第15条)

- 劇場等の客席における車椅子使用者用部分は、座席の総数に対する割合で定める数以上を設ける。
 - ① 座席の数が400以下の場合 2以上
 - ② 座席の数が401以上の場合 0.5%以上
- 同一建築物に複数の客席を設ける場合、各客席の座席数に応じて必要な数以上の車椅子使用者用部分を各客席に設ける。



	複数の客席を設ける場合		
車椅子使用者用部分の設置イメージ	客席① (200席) 客席② (200席) 客席③ (600席)		
	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇		
車椅子使用者用部分の箇所数	客席① 200席の客席	客席② 200席の客席	客席③ 600席の客席

「客席」とは

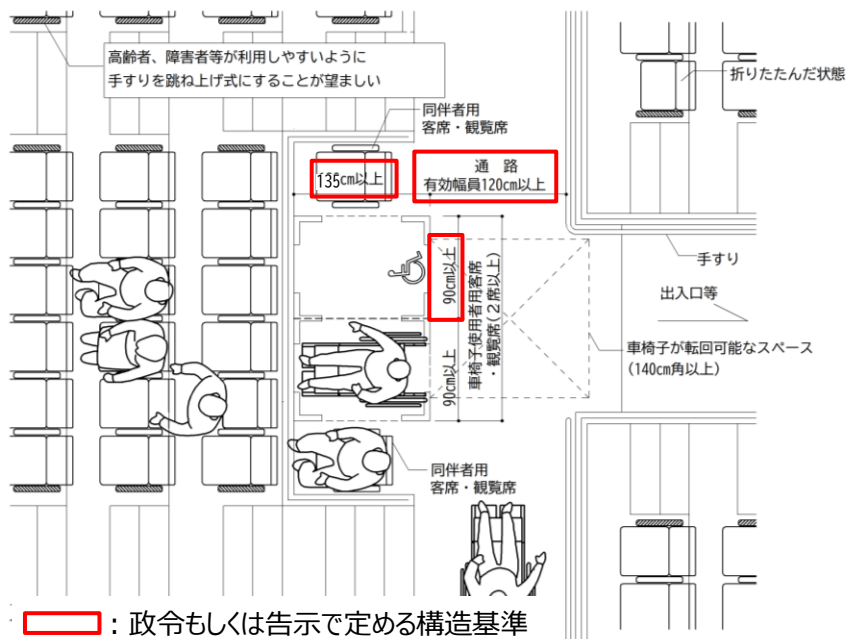
- ・設けられる個別の座席ではなく、劇場等における座席が並べられた室（空間）

「座席」とは

- ・床に固定された椅子を有する席（移動可能な席、スタッピングチェア、画面と連動して動く席などは座席に含まない）

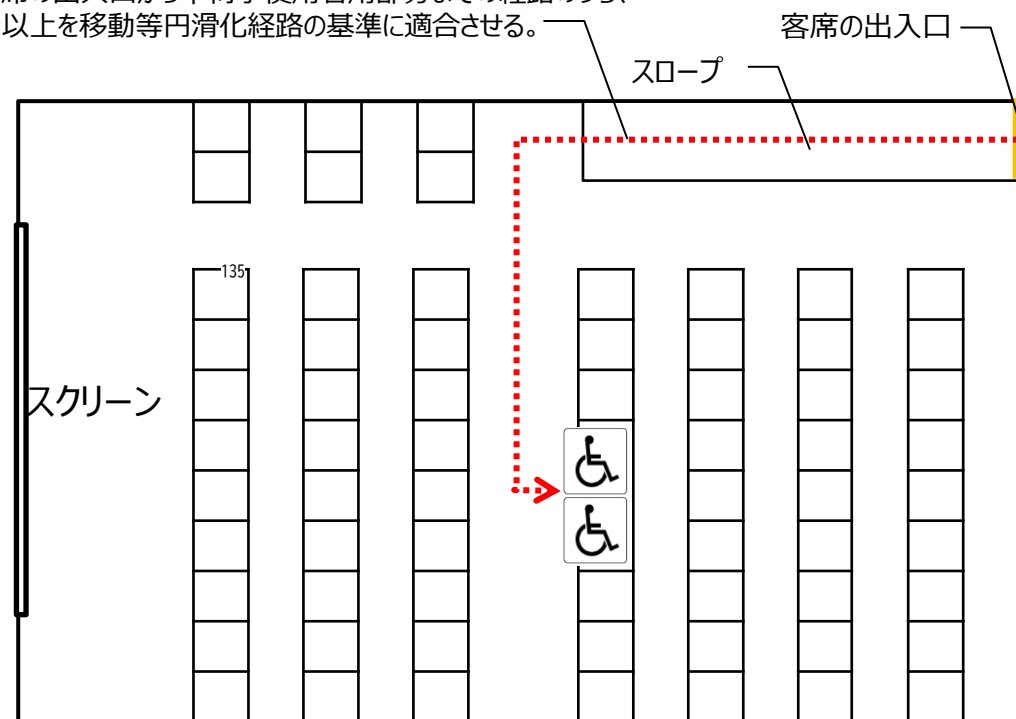
- 車椅子使用者用部分は、次に掲げるものでなければならない。
 - ・幅は、**90cm以上**とすること。
 - ・奥行きは、**135cm以上**とすること。
 - ・床は、**平らとすること**。
- 客席の出入口から車椅子使用者部分までの経路を**移動等円滑化経路（政令19条）**とする。

＜車椅子使用者用部分の設計例＞



＜車椅子使用者用部分までの経路のイメージ＞

客席の出入口から車椅子使用者用部分までの経路のうち、
一以上を移動等円滑化経路の基準に適合させる。



13. 劇場、競技場等の客席

13.1 計画・設計の考え方

- ・劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場又は公会堂等の客席を持つ建築物では、高齢者、障害者等が他の利用者と同様に観劇・観覧を楽しむための配慮が求められている。
- ・まず、総客席数に応じた数の車椅子使用者用客席を設ける。
- ・車椅子使用者にとっては、スポーツ観戦やコンサート等において前列の観客が立っている状況でも視界が遮られないこと、価格帯等により多様な客席の選択肢を設けられていること、車椅子使用者用客席の横に同伴者用の客席又はスペースを設けられていることが、重要である。なお、確認申請書（第4面）において、サイトライン、分散配置、同伴者席の検証の結果等を記載する必要があるため、注意が必要である。
- ・視覚障害者や聴覚障害者が上演内容や競技状況等の情報を適切に得られるようにすること、発達障害者など多様な利用者が気兼ねなく観劇・観覧できるスペースを確保すること等、施設の用途や規模も考慮した上で、誰もが公平に観劇・観覧できるよう配慮する。

13.2 車椅子使用者用客席の設計標準

13.2.1 移動等円滑化基準に相当する整備内容

13.2.1.1 車椅子使用者用客席

- ・客席に設ける座席の数が400以下の場合は2以上、客席に設ける座席の数が400を超える場合は当該座席の数の1/200（端数は切り上げ）以上の車椅子使用者用客席を設ける。
- ・車椅子使用者用客席の構造は、次に掲げるものとする。
 - ・幅は90cm以上とする。
 - ・奥行きは135cm以上とする。
 - ・床は平らとする。

13.2.1.2 車椅子使用者用経路

- ・客席の出入口と車椅子使用者用客席との間の経路（以下「車椅子使用者用経路」という。）のうち1以上は、移動等円滑化経路に相当する整備内容を満たすものとする。

13.2.2 移動等円滑化誘導基準に相当する整備内容

13.2.2.1 車椅子使用者用客席

- ・客席に設ける座席の数が100以下の場合は2以上、客席に設ける座席の数が100を超え200以下の場合は当該座席の数の2/100（端数は切り上げ。以下同様）以上、客席に設ける座席の数が200を超え2,000以下の場合は当該座席の数の1/100+2以上、客席に設ける座席の数が2,000を超えるときは当該座席の数の75/10,000+7以上の車椅子使用者用客席を設ける。
- ・車椅子使用者用客席の構造は、次に掲げるものとする。
 - ・幅は90cm以上とする。
 - ・奥行きは135cm以上とする。
 - ・床は平らとする。
 - ・車椅子使用者が舞台等を容易に視認できる構造とする。
 - ・同伴者用の客席（スペース）を当該車椅子使用者用客席に隣接して設ける。
- ・車椅子使用者用客席は、劇場等の客席に設ける座席の数が200を超える場合には、2箇所以上に分散して設ける。

13.2.2.2 車椅子使用者用経路

- ・車椅子使用者用経路は、移動等円滑化誘導基準に相当する整備内容を満たすものとする。

13.2.3 標準的な整備内容

13.2.3.1 位置

- ・車椅子使用者用客席2席以上を一つの単位として配置する。
- ・一般客席の利用者と同様に車椅子使用者が多様な価格帯を選択できるよう、施設の用途や規模・階数構成を踏まえ、車椅子使用者用客席の数が偏ることのないようバランス良く、複数箇所に水平・垂直に分散して設ける。
- ・車椅子使用者は姿勢を変えることが難しいこともあるため、小規模な映画館等で分散して設けることが困難な場合には、スクリーンや舞台の見やすさに配慮した位置に設ける。
- ・非常時の円滑な避難を考慮し、客席の出入口から著しく遠い位置には設けない。
- ・地上階以外に設ける場合には、エレベーターに容易に到達できる位置とする。

留意点：車椅子使用者用客席の配置の考え方

- ・車椅子使用者用客席を分散して配置する際の考え方としては以下が挙げられ、これらを組み合わせて分散配置を行うことが有効である。
 - ・チケットの価格帯、客席の種別ごとに分散して設ける。
 - ・水平に分散して設ける…同一階において舞台等を見る方向や距離の異なる位置に分散して設ける。（例：最前列・中通路沿い・最後列、舞台等に対して右・左、ホーム側とビジター側）
 - ・垂直に分散して設ける…異なる階に分散して設ける。（例：アリーナ席と1階と2階）
- ・公会堂や集会場の300席程度までの小ホール等では、平土間形式や電動式移動脚席を採用することで客席配置の自由度が増し、車椅子使用者の利用が容易になる。

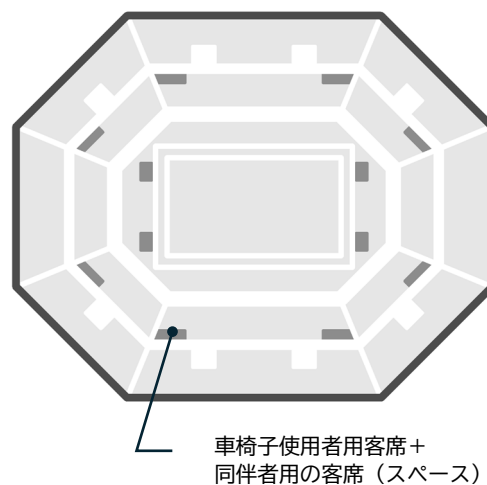
参考：国際パラリンピック委員会（IPC）による車椅子使用者用等の客席数（最低要件）

- ・車椅子使用者用客席数は、一般的イベント時に総客席数の0.5%以上、オリンピック大会時に0.75%以上、パラリンピック大会時に1.0～1.2%以上である。

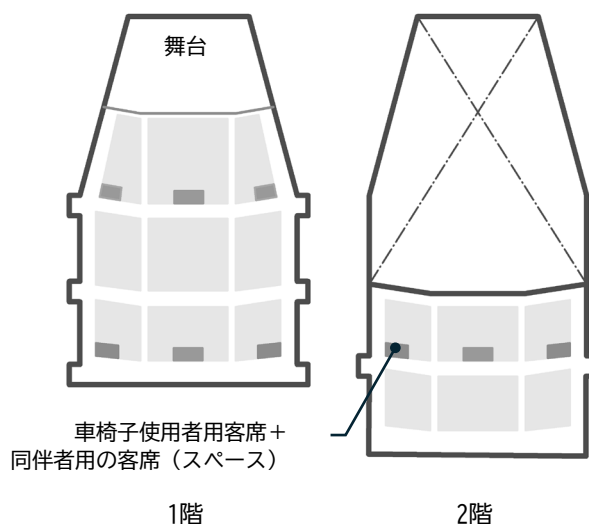
13.2.3.2 空間の確保

- ・通常の車椅子よりも大きなクライニング式の車椅子等の使用者にも対応するため、移動等円滑化基準に相当する整備より大きな奥行き車椅子使用者用客席を設けることが望ましい。
- ・車椅子使用者用客席が他の客席より高い位置にある場合には、段床の端部に脱輪防止用の立ち上がり設ける。

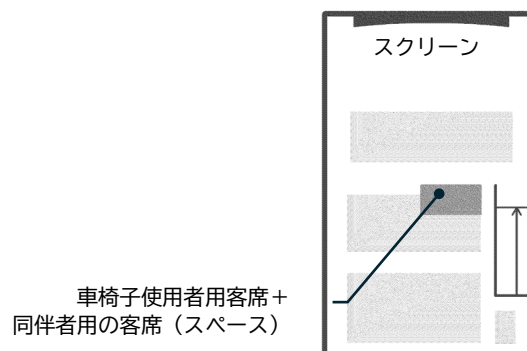
<競技場での分散配置のイメージ>



<劇場等での分散配置のイメージ>



<小規模な映画館の車椅子使用者用客席等の位置のイメージ>



13.2.3.3 サイトライン

- ・車椅子使用者用客席の段床高さは、周辺の客席と同等に（前列の観客の頭上、又は頭の間かつ肩越しに）舞台等へのサイトラインが確保できるよう計画・検討する。
- ・人体寸法や車椅子の寸法・形状が様々であること、車椅子使用者は姿勢を変えたり席を移動したりすることが困難な場合があることを考慮し、車椅子使用者用客席は、前列の観客の頭上から舞台等へのサイトラインを確保できる構造とする。
- ・スポーツやコンサート等のイベント中に観客が立つことが想定される施設の客席では、車椅子使用者用客席の段床高さは、前列の観客が立っている状況で舞台等へのサイトラインが確保できるよう計画・検討する。
- ・車椅子使用者用客席のサイトライン確保に係るチェック・検証方法については、「車椅子使用者用客席のサイトライン確保に係るチェック・検証方法の例」を参照。

13.2.3.4 部品・設備等

13.2.3.4.1 手すり

- ・地方公共団体の建築基準条例や火災予防条例（例：原則、高さは75cm以上とする。ただし広い幅の手すり壁を設ける場合は、この限りでない。）に則りつつ、笠木上部から舞台等へのサイトラインが確保できる高さ・形状とする。
- ・車椅子の大きさ等により車椅子使用者の目線の位置は様々であることを考慮し、格子やガラス等の手すり部分からの見通しの確保に配慮した形状や材質とする。

13.2.3.4.2 コンセント

- ・人工呼吸器や電動車椅子の充電等のため、車椅子使用者用客席のエリアには1以上のコンセントを設置することが望ましい。

13.2.3.5 同伴者用の客席

- ・車椅子使用者用客席と同じ数以上の同伴者用の客席（スペース）を、車椅子使用者用客席の後ろではなく横に隣接して設ける。

参考：同伴者用の客席（固定客席）の位置に関する国際的な水準（2010年版 アクセス可能なデザインのためのADA基準 米国司法省2010年9月）

- ・同伴者用の客席は、隣接する車椅子使用者用客席と肩の位置があうように設置する。車椅子使用者用客席における肩の位置は、車椅子使用者用客席の正面境界から約90cmの位置とする。
- ・同伴者席の床面は車椅子スペースの床面との間に段差を設けないものとする。

- ・地方公共団体の火災予防条例等に則り可動椅子の設置が可能な場合には、同伴者用の客席は固定席ではなくスペース（＋可動椅子）とする。

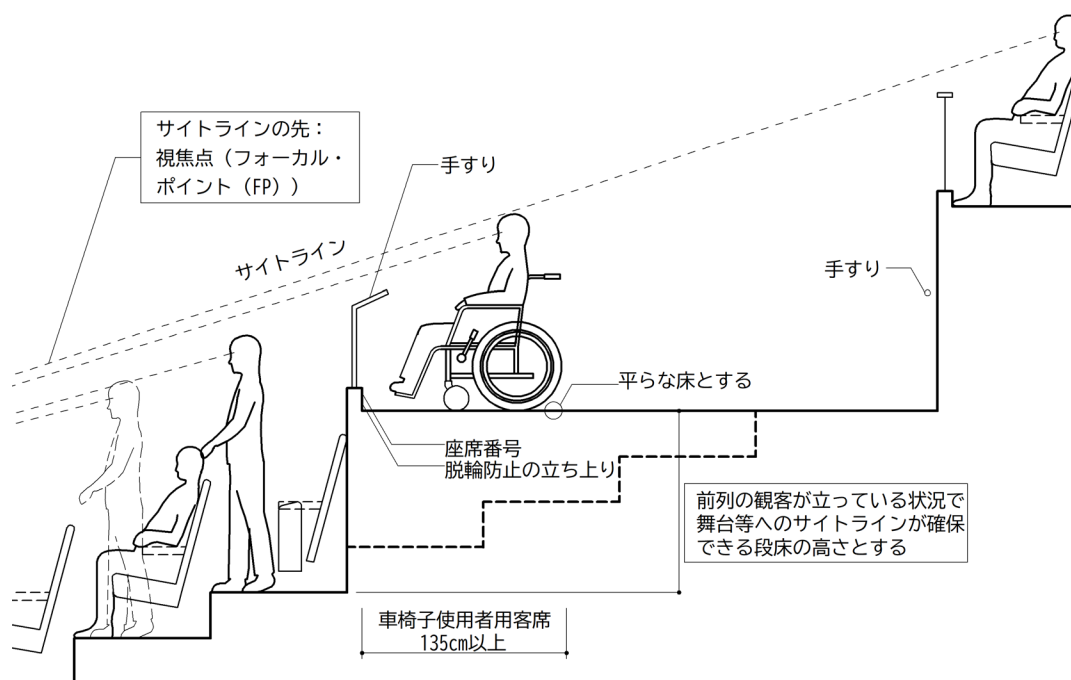
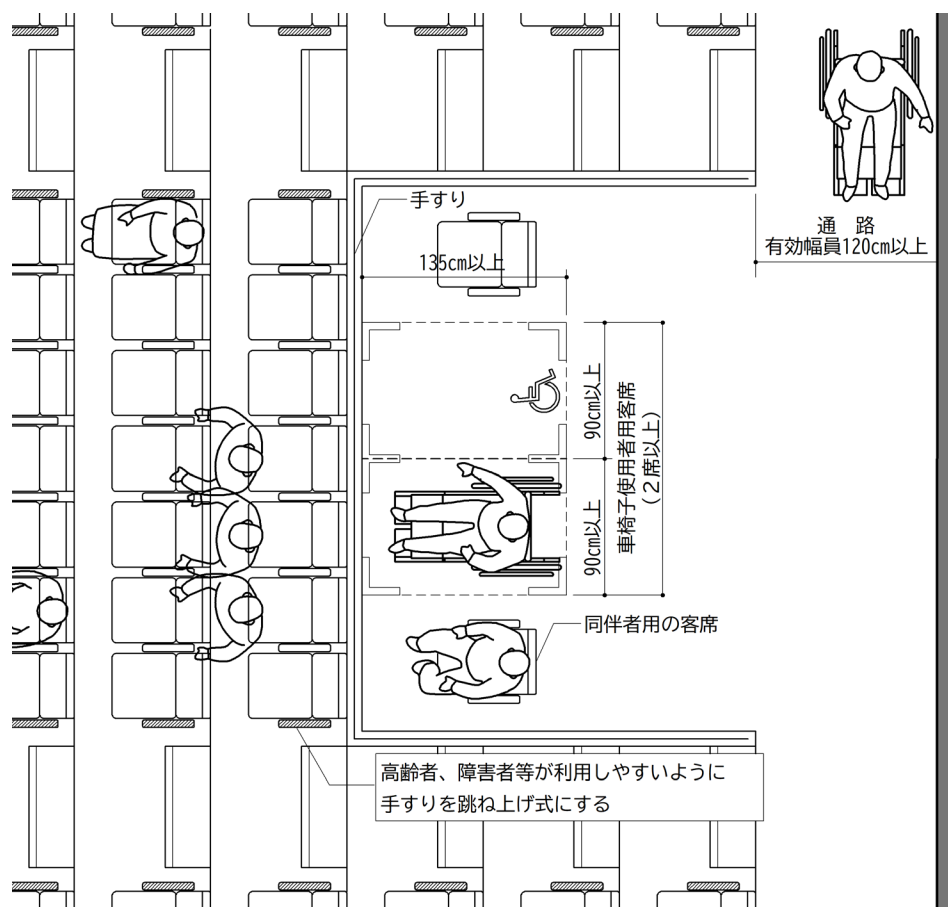
参考：客席の床への固定に係る地方公共団体の条例

- ・可動椅子とすることで、同伴者は車椅子使用者と並んで座ることができ、さらに車椅子使用者が2人以上の場合に並んで利用できるよう椅子を容易に取り去ることも可能となる。一方で劇場等の椅子席については、地方公共団体の火災予防条例において、原則として床への固定を求める規定が設けられていることも多いことに注意する必要がある。
- ・東京都では、車椅子使用者用観覧席に隣接して同伴者用に椅子席を設置することが社会的に望まれており、より柔軟な対応を可能とするため、一定の要件を満たす場合は同伴者用の椅子席を床に固定しないことができる特例基準が定められている。

13.2.3.6 案内表示

- ・車椅子使用者用客席の床、又は手すりや付近の壁等に、車椅子使用者用客席であることを座席番号とともに表示する。

<設計例>



■車椅子使用者用客席のサイトライン確保に係るチェック・検証方法の例

1. はじめに

- ・サイトライン（可視線）とは、劇場等の客席の各々の人が、前列の人の頭又は肩を越して視焦点・フォーカルポイント（以下「FP」という。）を見ることのできる視野の限界線のことである。
- ・サイトラインのチェック・検証の方法は複数あり、ここで紹介するC値、断面図、パース（透視図）を用いた手法以外に、サイトラインのチェック・検証のための専用ソフトを活用する方法もある。
- ・チェック・検証の方法は、客席の規模や各手法の特性を踏まえて合理的なものを設計者が選択する。
- ・車椅子使用者用客席のサイトライン確保に係るチェック・検証の条件や結果について建築主・施設管理者等に共有し、その後の円滑な施設運営や興行につなげることも重要である。

2. チェック・検証の条件設定

①FPの設定

- ・車椅子使用者用客席から舞台等へのサイトライン確保のチェック・検証におけるFPIは、周辺の客席と同様に建築主・設計者が設定する。

●一般的なFPの設定の考え方と例

- ・FPの位置・高さは、当該施設で想定される舞台の演目や競技種目と、施設の計画内容に応じて設定されるものである。（建築主や興行を行う団体等から設計条件として示される場合も想定される。）
- ・複数の演目や競技種目が想定される場合や、複数面のコートでの競技の実施が想定される場合には、どの演目・競技種目やコートをFP設定の対象とするか、検討して設定する必要がある。

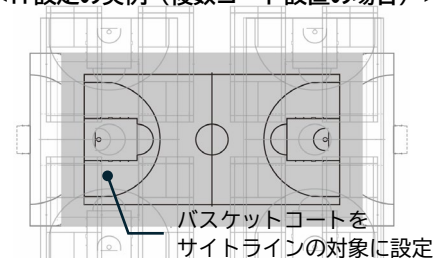
●FPの平面的な位置の実例

- ・陸上競技：トラックの最も外側のレーンの外周のライン、トラックの外側にある走り幅飛びの設備部分
- ・サッカー：タッチライン
- ・バスケットボール：コートの外周のライン
※ライン上のFPIは、検証対象者から最短距離にある点とする。
- ・劇場等：舞台の先端の中央、舞台先端から1m後退した位置の中央

●FPの高さの実例

- ・サッカーや床面にボールや羽根が落下することで得点となる競技（バレーボール・バドミントン等）：床面（床±0cm）
- ・ドリブルの行われる競技（バスケットボール・ハンドボール等）：膝高さや腰高さ（床+60～90cm）
- ・劇場等：舞台の床面±0cm（足元まで）、舞台の床面+50cm（膝上の高さ）

<FP設定の実例（複数コート設置の場合）>



<FP設定の実例（舞台）>



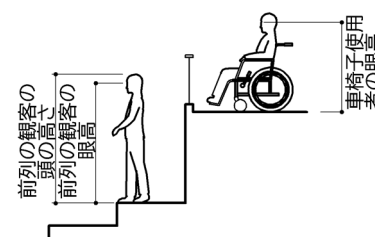
②車椅子使用者の眼高、前列の観客の眼高や頭の高さ・座高の設定

- ・車椅子使用者の眼高は、建築主・設計者が設定する。
- ・前列の観客の眼高や頭の高さは、原則として前列の観客が立っている状況を想定して建築主・設計者が設定する。（映画館や演芸場など、観客が立ち上がることがほぼない施設の場合には、観客が座っている状況を想定して、前列の観客の眼高や座高を設定する。）
- ・前列の観客が立っている場合の眼高や頭の高さは、身長に履物の高さを加算して算出する。

●条件設定のための参考資料

- ・車椅子使用者の眼高は、男性：115cm、女性：105cmとされている。（建築設計資料集成一人間 p. 64/日本建築学会/平成15年/発行：丸善株式会社）
- ・眼高は、身長との相関が高いが、成人の場合、身長から11～12cm減じた値が眼高となるとされている。（出典：建築設計資料集成一人間 p. 14/日本建築学会/平成15年/発行：丸善株式会社）
- ・前列の観客の身長として、スポーツ庁：体力・運動能力調査に示された「年齢別体格測定の結果」のうち、最も大きい値を用いることも考えられる。
- ・履物の高さは、一般に男性用革靴：約3cm、女性用革靴：約5cmとされている。（出典：建築設計資料集成一人間 p. 14/日本建築学会/平成15年/発行：丸善株式会社）

<眼高の設定イメージ>



●車椅子使用者の眼高等の設定の実例

- ・車椅子使用者：眼高…100cm、眼の位置…段床先端から90cm

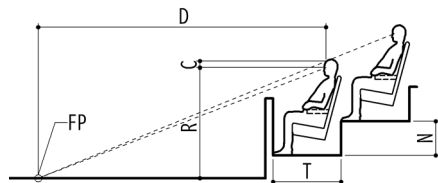
●前列の観客の身長や眼高等の設定の実例

- ・前列の観客（立っている場合）：身長…175cm
- ・前列の観客（座っている場合）：眼高…120cm、眼の位置…段床後方から15cm

3. チェック・検証方法の概要

①C値（Cバリュー）を用いたチェック・検証方法

- ・C値（Cバリュー）とは、サイトラインを評価するものであり、観客がFPを視認する時の視線が前列の観客の視点上を通るときの、高さの差を示す可変数である。
- ・一般的な方程式は右のとおりである。



$$C = \frac{D(N+R)}{D+T} - R$$

- ・ $C = C \cdot \text{バリュー値}$
- ・ $D = \text{座席の観客からFPまでの水平距離}$
- ・ $N = \text{座席のある列の1段ごとの高さ}$
- ・ $R = \text{座席の観客の目の高さ}$
- ・ $T = \text{座席のある列の奥行き}$

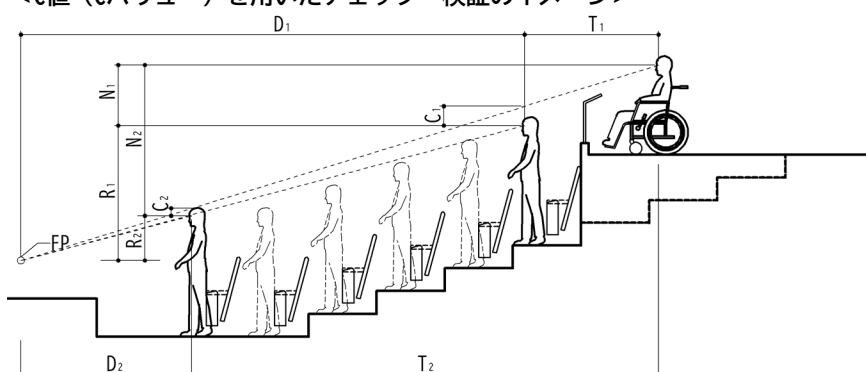
- ・ C値（Cバリュー）は、以下を目安に評価される。

C値 $\geq 60\text{mm}$ ：許容可能な視線、C値 $\geq 90\text{mm}$ ：良好な視線、C値 $\geq 120\text{mm}$ ：理想的な視線

- ・ ACCESSIBILITY GUIDE OCTOBER 2020（IPC）（パラリンピック開催のガイドライン）には、「すべての新しいスタジアムやスタンドでは、C値90mm以上で許容可能な観戦基準が得られる。」と記載されている。
- ・ C値（Cバリュー）を用いたチェック・検証方法の特徴は、サイトライン確保の状況を定量的に数値化して判断できることである。

<C値（Cバリュー）を用いたチェック・検証のイメージ>

- C_1 ：直近の客席に対する車椅子使用者用客席のC値
- C_2 ：最前列の客席に対する車椅子使用者用客席のC値

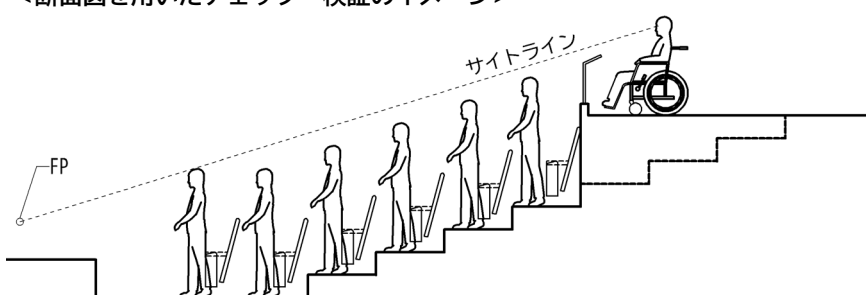


②断面図を用いたチェック・検証方法

- ・ 車椅子使用者と前列の観客（立っている状況）の姿を入れ、車椅子使用者用客席とFPを切断位置とする断面図を作成し、車椅子使用者の目の位置から視焦点への線（視線）を引いて、前列の観客の頭の位置・高さとの関係により、車椅子使用者のサイトラインの確保状況をチェック・検証する。

- ・ FPを移動させると視線が移動するため、FPと視線の関係を視覚化しやすいという特徴がある。

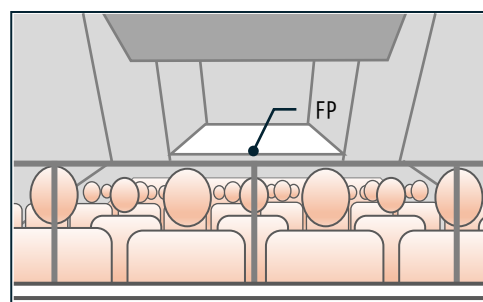
<断面図を用いたチェック・検証のイメージ>



③パース（透視図）を用いたチェック・検証方法

- ・ 舞台等と前列の観客（立っている状況）の姿を入れた3DのcadデータやBIMデータを用いて、車椅子使用者用客席からFPを見た状況のパースを作成し、車椅子使用者のサイトラインの確保状況をチェック・検証する。
- ・ 客席前面や通路の手すり、客席出入口（ポタリ）の壁、設備や上階の天井等をパース（透視図）に入れることにより、これらによる視認障害もビジュアル化してチェック・検証することができるという特徴がある。

<パース（透視図）を用いたチェック・検証のイメージ>



参考：施設整備における要求水準書の例

- ・エディオンピースウイング広島（広島県広島市）においては、デザインビルド方式でのサッカースタジアムの整備にあたり、サイトラインに関する要求水準を以下のように示している。

■サッカースタジアム等整備事業要求水準書 2020（令和2）年10月22日 広島市

（6）バリアフリー計画 ア 車椅子使用者

（前略）

- ・車椅子使用者の視認性に配慮したサイトラインの確保については、日本人の平均身長や履物の高さに配慮するとともに、車椅子使用者の眼高に配慮して計画すること。
- ・車椅子使用者の座席は、前列の人が立ち上がった後もピッチが見える計画とすること。

（後略）

（7）スタンド ア サイトライン

- ・サッカー開催時に全ての観客席からピッチ全てを見ることができるよう、各観客席からC値60mm以上を確保してサイトラインを構成すること。
- ・各観客席からの視線には、通路手すり等の障害物による見切れが生じない計画とすること。

出典：https://www.city.hiroshima.lg.jp/_res/projects/default_project/_page/_001/013/153/126035.pdf

<設計例>

- ・改修前は図2の通り、車椅子使用者対応客席からのサイトラインの確保が困難であった。
- ・Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドラインに示す会場の座席の基準を満たすため、前の座席の観客が立ち上がった状態でサイトラインが確保できるよう、改修後は図3の通り、車椅子使用者対応客席を3段分張り出させることで、サイトラインを確保した。

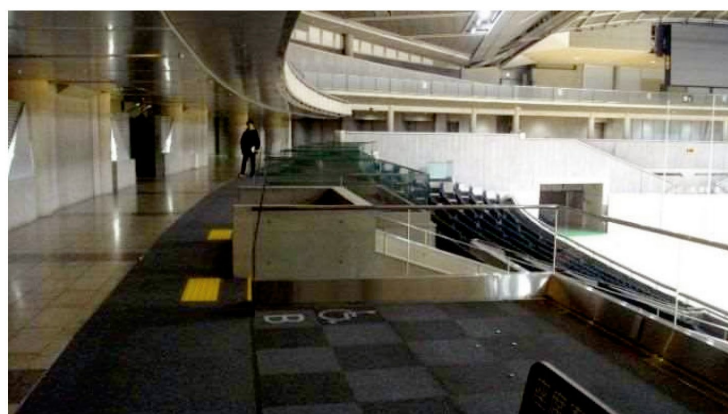
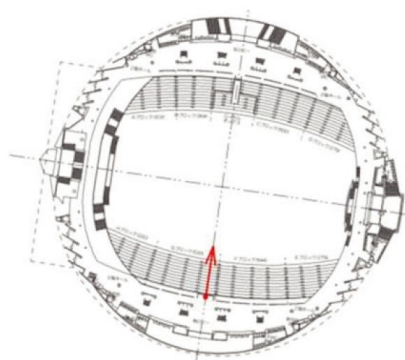


図1 サイトライン検討位置

・改修後の車椅子使用者対応客席

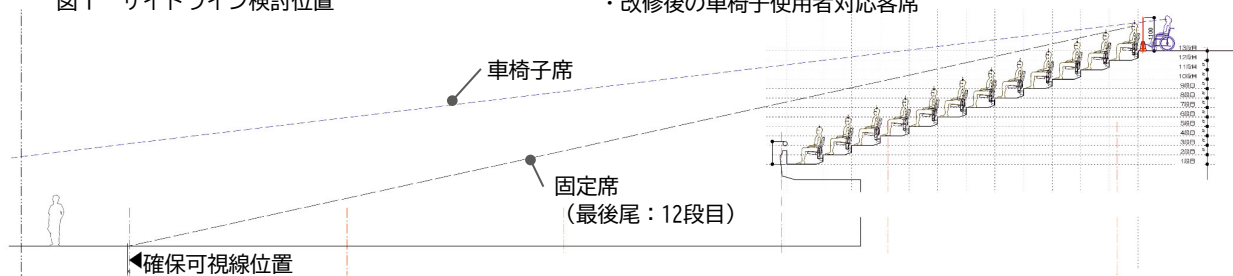


図2 サイトライン確保位置（改修前）

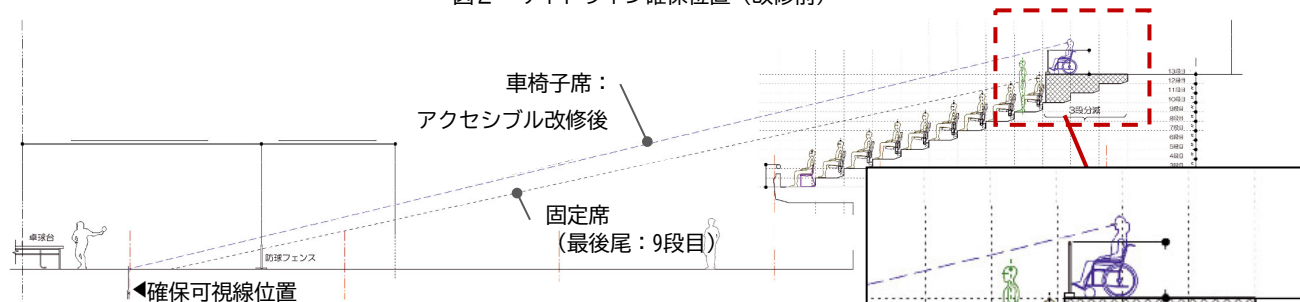


図3 サイトライン確保位置（改修後）

出典：都立建築物のユニバーサルデザイン導入ガイドライン
令和2年4月／東京都財務局建築保全部技術管理課

<設計例>



・音楽ホールに設けられた車椅子使用者用客席及び同伴者用の客席



・屋外テニスコートの観覧席に設けられた車椅子使用者用客席



・改修により、屋内テニスコートの観覧席に設けられた車椅子使用者用客席（客席2段分のスペースを使って改修を実施）



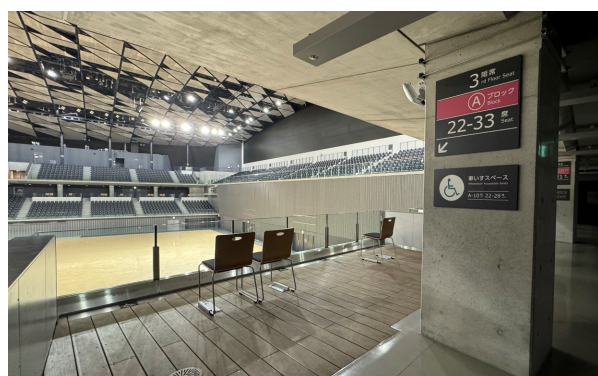
・座席番号がわかりやすく表示され、サイトラインが確保された車椅子使用者用客席（カバーがかかっているのは可動式の同伴者用の客席）



・車椅子使用者と同伴者のスペースがセットになった客席
・前面の手すりは、床面から75cmとし、サイトラインの確保及び観戦時の安全性の確保のため、形状を工夫している。



・車椅子使用者と同伴者が観戦する様子（左の写真の事例）



・車椅子使用者用客席（4席）＋同伴者用の客席（3席）
・前列の一般客席の床面から車椅子使用者用客席の床面までの高さは、約120cmとなっている。
・スペースの幅は一般客席：約12席分、奥行きは一般客席：3列分となっている。
・前面の手すりは、ガラス製で高さは、床面から約80cmとなっている。

13.3 客席全体の設計標準

13.3.1 標準的な整備内容

13.3.1.1 空間の確保

13.3.1.1.1 区画された客席

- ・乳幼児連れ、知的障害者、発達障害者、精神障害者等の多様な利用者に配慮し、気がねなく観覧できる区画された客席（センサリールーム等）を設ける。

留意点：区画された客席の活用

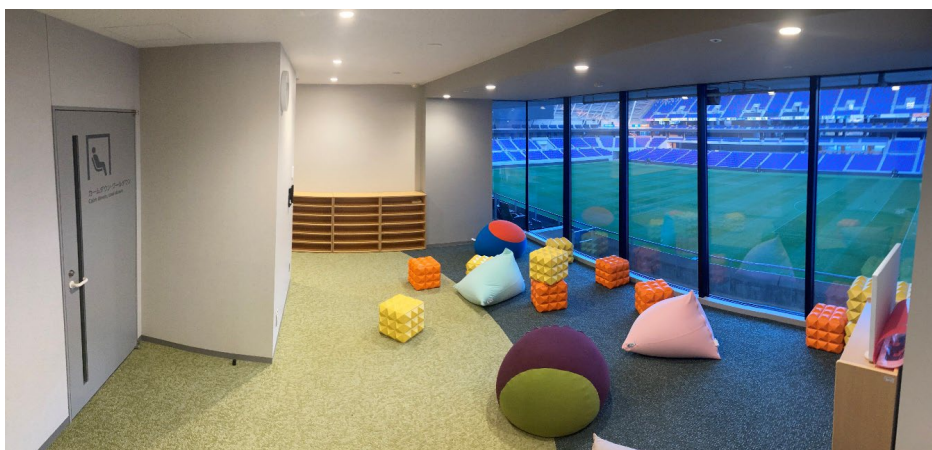
- ・隣の人や周りが気になって、落ち着いて鑑賞することができない、知的障害者や発達障害者、その同伴者にとって、区画された客席は有効なものである。
- ・区画された客席では、車椅子使用者の利用にも配慮することが望まれる。

<設計例>



- ・乳幼児や子ども等の利用に配慮して設けられた、親子鑑賞席（区画された客席）

- ・感覚過敏により大きな音に敏感な方が、家族等とともに観戦することができるセンサリールーム（約60㎡）
 - ・歓声や場内放送の音量が室外に比べて小さくなるよう、ピッチ側には二重ガラスを採用
 - ・室内照明の調光ができるカームダウンルームを併設
 - ・センサリールームから室外に設けられた客席に出ることも可能



13.3.1.1.2 一般客席

- ・一般客席の通路側の肘掛けは、高齢者、障害者等の利用しやすさや、車椅子使用者の移乗しやすさに配慮し、跳ね上げ式とする。
- ・多様な利用者の観覧等に配慮し、一般客席には可動席（取り外すことにより、車椅子使用者等の利用が可能な客席）を設けることが望ましい。
- ・ボックス席を設ける場合、床の段差解消・有効幅員の確保・利用しやすい高さのテーブルの設置等により、車椅子使用者の利用しやすさに配慮したスペースを設ける。

留意点：可動席スペースの確保

- ・多数の車椅子使用者への対応のほか、大型車椅子の使用者、補助犬利用者、乳幼児連れ利用者、盲ろう者等、多様な利用者の利便性に配慮し、可動席スペースを確保することは重要である。

留意点：車椅子置場

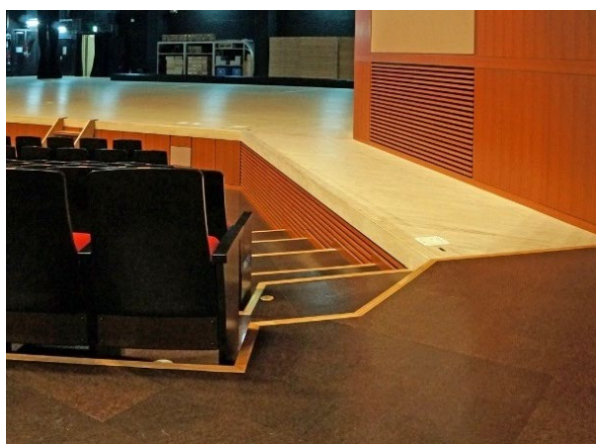
- ・一般客席への車椅子使用者の移乗等を想定し、客席スペースやその付近に、車椅子を置くことができるスペースを設けることが望ましい。

参考：付加（エンハンスト）アメニティ座席の設置

- ・Tokyo 2020 アクセシビリティ・ガイドラインには、付加（エンハンスト）アメニティ座席について、以下のよう記載されている。
 - ・付加（エンハンスト）アメニティ座席は、車椅子を使用していないが歩行困難である場合や補助犬ユーザー、足腰・長身・横幅が広い等の何らかの理由で、配慮された席が必要な人のための席である。
 - ・当該座席では、設置前方と片側のスペースを通常より広く取っている。
 - ・車椅子使用者と同伴者用の座席スペースに加え、会場の総客席数の少なくとも1%の付加（エンハンスト）アメニティ座席を用意することが望ましい。
 - ・付加（エンハンスト）アメニティ座席についても、様々なエリアに分散させ、エリア内では列の端で、できるだけ階段の上り下りの少ないところに配置するのが望ましい。
- ・対象者によって必要なスペースの大きさや配慮は変わることから、付加（エンハンスト）アメニティ座席を設ける場合には、どのような利用者を対象とするか検討することが必要である。

13.3.1.1.3 客席の通路

- ・通路の階段は、同一の踏面寸法による構成とし、十分な寸法の踊り場を確保する。
- ・通路の階段のけあげ寸法には、急な変化が生じないようにする。
- ・通路の階段は、踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより階段を容易に識別できるものとする。
- ・客席の通路から舞台への通路には、段を設けない。段を設ける場合には、段差解消機や階段手すりを設置し、高齢者、障害者等が支障なく舞台に上がることができるように配慮する。

<設計例>

・車椅子使用者用客席の通路から、段差無しで舞台につながる通路



・舞台の袖に設けられた段差解消機

13.3.1.2 出入口

- ・出入口については、9. 利用居室の出入口を参照。

13.3.1.3 部品、設備等**13.3.1.3.1 手すり**

- ・客席の前後の段差が大きい場合には、舞台等への視線の妨げにならない範囲で、縦通路沿いに、転倒・転落防止のための手すりや手がかりとなる部材・部品等を設ける。
- ・手すりについては、18.1 手すりの設計標準を参照。

13.3.1.3.2 照明

- ・通路の階段がある部分には、適度な床面照度と視認性を確保する。
- ・上演時間以外は、客席の照度を十分確保する。
- ・客席が暗い場合には、歩行の安全を図るため通路にフットライト等を設ける。フットライトを設ける場合には、劇場等の演出運営にも配慮する。

13.3.1.4 文字・画像や音声による情報提供

- ・難聴者等の観劇・観覧等に配慮し、客席には聴覚障害者用集団補聴装置（磁気ループシステム、FM補聴装置（無線式）、赤外線補聴システム）等を設ける。
- ・聴覚障害者用集団補聴装置については、17.2.1.4 聴覚障害者用集団補聴装置を参照。
- ・聴覚障害者や視覚障害者に対する情報保障（演劇や競技、講演等の内容に係る情報提供）の手法としては、以下の例のように様々な方法があり、施設用途に応じて必要な設備やスペースなどを備える。
 - イ 文字情報（字幕）や手話通訳者の画像を表示できるよう、電光表示板やスクリーン・ディスプレイを設置する。
 - ロ 文字情報（字幕）を表示する小型ディスプレイ等を備えた客席を設置する。
 - ハ スマートフォンや専用の機器を用いて、演劇や映画等の字幕を表示したり、音声ガイド（主音声だけではわかりにくい人物の動作や情景などの解説）を行ったりするしくみを導入する。

<設計例>



- ・場内アナウンス等に合わせて手話通訳・要約筆記の映像が流れるディスプレイ

13.3.1.5 案内表示

13.3.1.5.1 避難経路等の案内表示

- ・客席内の避難経路等の重要な案内表示は、上演中等に通路照明が消えることに十分配慮したものとする。
- ・避難経路等の表示については、7. 案内表示を参照。

13.3.1.5.2 客席の座席番号、行・列等

- ・わかりやすく読みやすいように、大きめの文字を用いるほか、色づかい・コントラスト、点字の併記、取り付け位置等に十分配慮したものとする。
- ・点字表示については、JIS T 0921（アクセシブルデザインー標識，設備及び機器への点字の適用方法）を参照。

<客席の座席番号の設計例>



- ・視認性・触りやすさの観点から、座面先端部に設けられた座席の点字プレート

事 務 連 絡
令和 7 年 8 月 7 日

各スポーツ団体 御中

スポーツ庁参事官（民間スポーツ担当）付

車椅子使用者用客席の整備に係る業界基準等の策定について（依頼）

国土交通省では本年 6 月 1 日に建築物に関するバリアフリー基準を改正し、スタジアム・アリーナ等を含む劇場、観覧場等について、一定規模以上の建築（新築、増築、改築又は用途変更）時における「車椅子使用者用客席」の設置を義務化したところです。

また車椅子使用者用客席については、単に数を確保するだけでなくその質の向上を図るため、バリアフリー設計のガイドラインである「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（以下「建築設計標準」という。）」の改正において、主に下記の内容を「標準的な整備内容」として位置づけ、本年 5 月 30 日に公表したところです。

以上を踏まえ、国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付より、車椅子使用者用客席の質の向上を図るため、貴団体に下記について積極的に取り組んでいただきたい旨周知するよう、別紙のとおり依頼がありました。スポーツ庁としましても、スタジアム・アリーナ等の更なるバリアフリー化を図るため、貴団体にご協力いただきたいと考えています。

つきましては、貴団体におかれては、下記について積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

記

第 1 車椅子使用者用客席の整備に係る業界基準等の策定について

（１）建築設計標準の概要

建築設計標準では、車椅子使用者用客席に関する以下 3 つの「質の向上を図る観点」（以下「3 つの観点」という。）について、標準的な整備内容を定めたところです。

質の向上を図る観点	標準的な整備内容
車椅子使用者用客席の サイトライン	・ 前列の観客の頭上から舞台等へのサイトラインを確保できる構造とすること ・ イベント中に観客が立つことが想定される施設の客席では、前列の観客が立っている状況で舞台等へのサイトラインが確保できるよう計画・検討すること ・ サイトラインの確保については、建築設計標準に例示するチェック・検証方法によって検証することが考えられること

車椅子使用者用客席の分散配置	・ 一般客席の利用者と同様に車椅子使用者が多様な価格帯を選択できるよう、チケットの価格帯や客席の種別ごとに、又は水平・垂直に分散して設けること
車椅子使用者用客席の同伴者席	・ 同伴者用の客席（スペース）を車椅子使用者用客席の後ろではなく横に隣接して設けること ・ 可動椅子の設置が可能な場合には、同伴者席は固定席でなくスペースと可動椅子に依るものとする

（２）依頼事項

貴団体におかれては、（１）に記載の３つの観点に言及した車椅子使用者用客席に係る基準等の策定（既存の基準等があればその改正）を実施いただきますようお願いいたします。

また、基準等の策定又は改正に当たっては、３つの観点に係る整備すべき内容が、車椅子使用者用客席を設ける施設における演目、競技種目等によって異なることにもご留意いただきますようお願いします。

第２ 業界基準等の策定に係る参考情報について

各団体における基準等の策定又は改正に当たっては、別添の参考資料をご活用ください。また、当該参考資料に係る説明会を以下の日程で開催しますので、参加いただきますようお願いいたします。

<説明会>

第１回：令和７年８月２０日（水）１３：３０～１４：３０

第２回：令和７年８月２７日（水）１３：３０～１４：３０

※２回とも同じ内容を説明予定です。

※オンラインでの開催です。また、後日動画配信を予定しています。

<参考資料>

別添１：バリアフリー法の概要・劇場等の客席に係る義務基準の創設 説明資料

別添２：

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 令和７年度改正版
本編第２章「単位空間ごとの設計」 13. 劇場、競技場等の客席 抜粋

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000049.html#guideline

【本事務連絡に関する問合せ先】

スポーツ庁参事官（民間スポーツ担当）付

（メール） sminkan@mext.go.jp